各農林事務所長 様

農地整備課長

「補助事業の周知及び実績の報告ルールについて」の徹底について

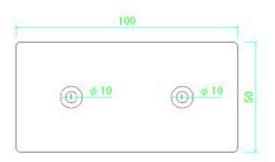
『補助事業の周知及び実績の報告ルールについて』は平成15年5月19日付財78号及び農山第227号にて通知されているところです。事業実施にあたっては本ルールに係る対応を徹底していただくようお願いします。なお掲示看板・銘板の設置にあたって、設置場所等に制約がある場合は、下記のとおり対応願います。

記

掲示看板・銘板の設置にあたって、設置場所等に制約がある場合は、 $\mathbf{5}$ c m× $\mathbf{10}$ c m程度の銘板を使用可能とします。

●プレート規格

アルミ合金製 (アンカーピン固定) 100mm×50mm を目途 ボルト固定穴の位置は任意 (下記の位置によらなくても良い)



国費・県費

この〇〇は岐阜県及び国からの補助金を 受けて整備したものです

> 平成〇年〇月〇日 団体名

県費のみ

この○○は岐阜県からの補助金を受けて 整備したものです

平成〇年〇月〇日 団体名

FAX	058-278-2701		
電 話	058-272-1111(3185)		
担当係長	西尾	担当	松波
担当所属	農地整備課 農地防災係		